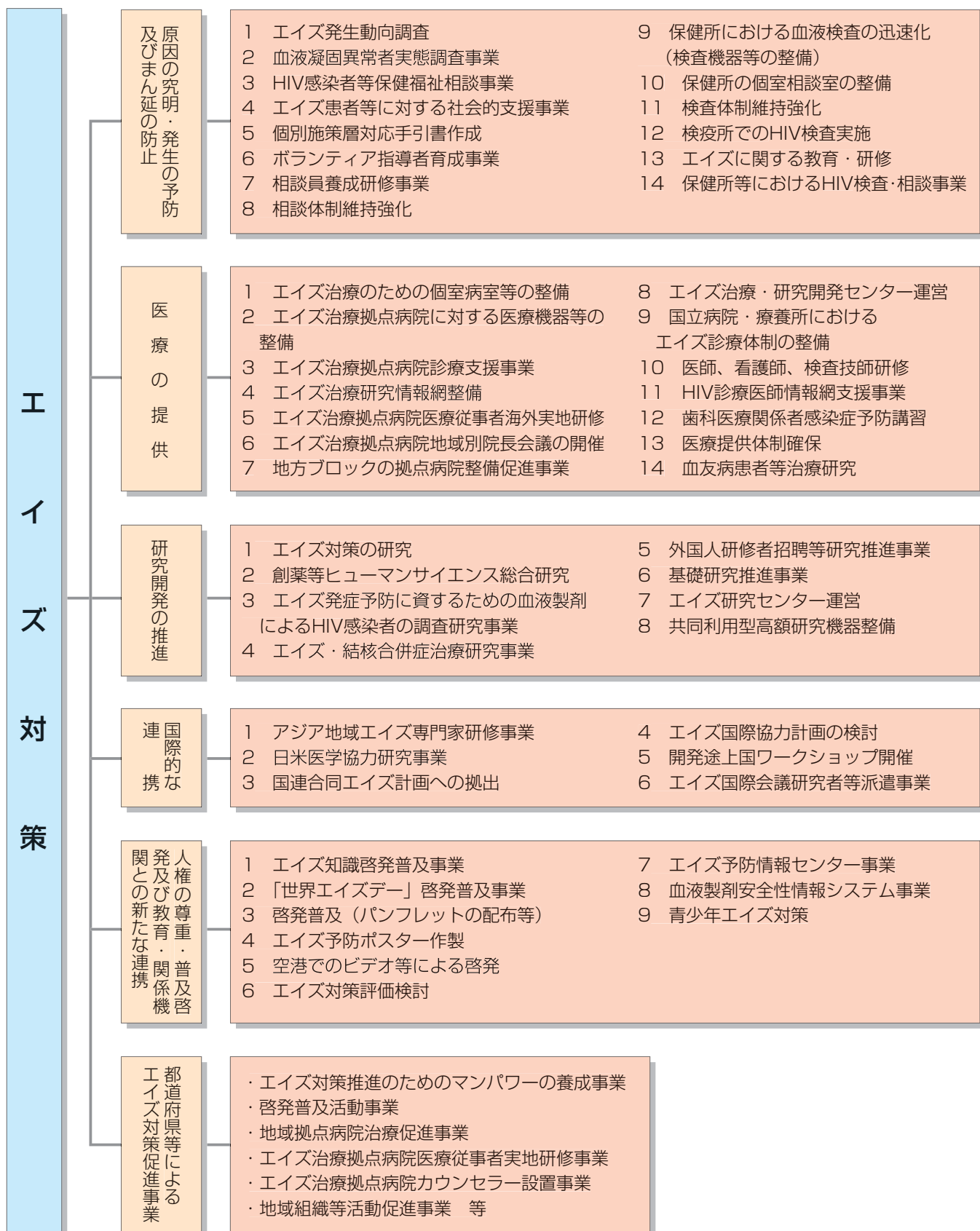


エイズ対策



（「平成16年版厚生労働省白書」p.314より）

C型肝炎等緊急総合対策

平成17年度予算 51億円（16年度予算 64億円）

基本的な考え方

- ①肝炎による健康障害を回避することが可能であること及び感染者に対する偏見や差別を防ぐという観点から正しい知識の普及が必要
- ②C型肝炎ウイルス等感染者の数は極めて多く、感染率等の要素を勘案して、ある程度対象集団を絞り込んだ、重点的、迅速的な対応が必要

1. 国民に対する普及啓発・相談指導の充実

- ①国民に対する普及啓発
- ②地域や職場等における相談機会の確保
- ③相談事業の実施

2. 現行の健康診査体制を活用した肝炎ウイルス検査等の実施

事業発足から3年経過したことなどから、過去の実績を踏まえて対象者数を見直し
このため、検査関係全体予算額がH16：57億円→H17：43億円に減少（△14億円）

- ①老人保健事業における肝炎ウイルス検査等の実施
- ②政府管掌健康保険等の生活習慣病予防健診における肝炎ウイルス検査の実施
- ③保健所等における肝炎ウイルス検査の実施
- ④健康保険組合、職域における健康診断の勧奨

3. 治療方法等の研究開発及び診療体制の整備

肝炎・肝硬変・肝がん等の予防及び治療法に関する予算額を大幅に増額
(H16：7.4億円→H17：7.9億円) し、一層の推進を図る

- ①肝臓病の新たな治療方法等の研究開発
- ②有効性が明らかに優れた新薬等の実用化の推進
 - ・ インターフェロン関係の保険適用の拡大（リバビリンとの併用療法（H13.12）、投与期間制限の撤廃（H14.2）、ペグインターフェロンの保険適用（H15.12）、ペグインターフェロンとリバビリンとの併用療法（H16.12））
 - ・ 生体部分肝移植の成人への保険適用の拡大（H16.1）
 - ・ 肝悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法に医療保険を適用（H16.4）
- ③治療指針の普及促進や治療体制の整備
 - ・ 臨床研究班による肝炎治療の標準化とその普及による肝炎治療体制の整備
 - ・ 独立行政法人国立病院機構長崎医療センター中心に診断・治療法の開発・研究を実施
 - ・ 地域がん診療拠点病院の整備

4. 予防、感染経路の遮断

- ①院内感染対策のための医療従事者講習会
- ②相談窓口事業の実施
- ③輸血における新しい検査法の標準化、院内輸血指針の策定

C型肝炎の検査・治療体制等の一層の充実を図るため、今後、新たに専門家による検討を開始し、本年夏頃を目途に取りまとめる予定

「血液事業の情報ページ」の御紹介

厚生労働省医薬食品血液対策課では、血液事業に関する国民の皆様の理解に資するため、厚生労働省ホームページ内に「血液事業の情報ページ」を開設しています。

トップページの左下部にある「医薬品・医療機器」をクリックすると、画面左中ほどにリンク先が表示されます。

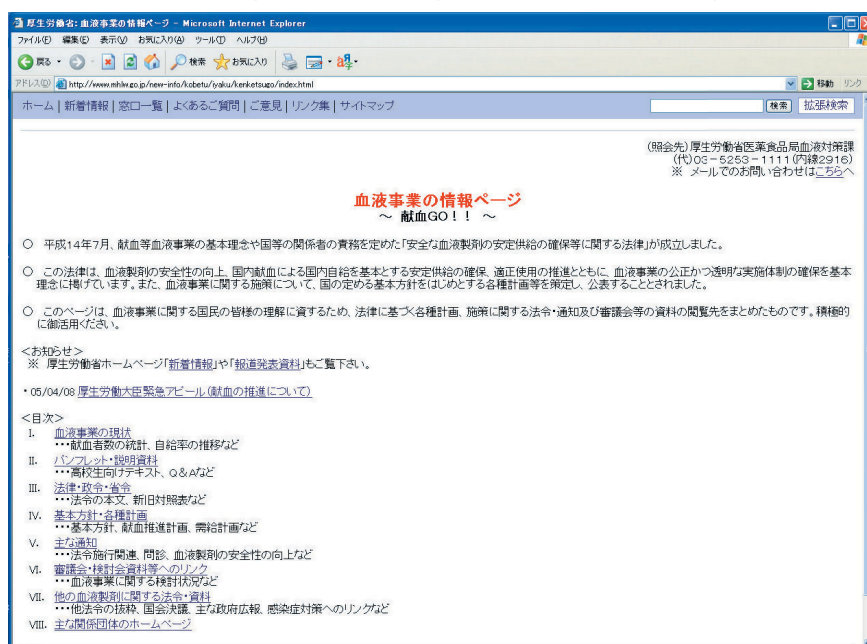
血液法に基づく各種計画（基本方針、献血推進計画及び需給計画等）、施策に関する法令・通知、審議会等の資料の閲覧先が、ⅠからⅦまでのメニューにまとめられ

ています。

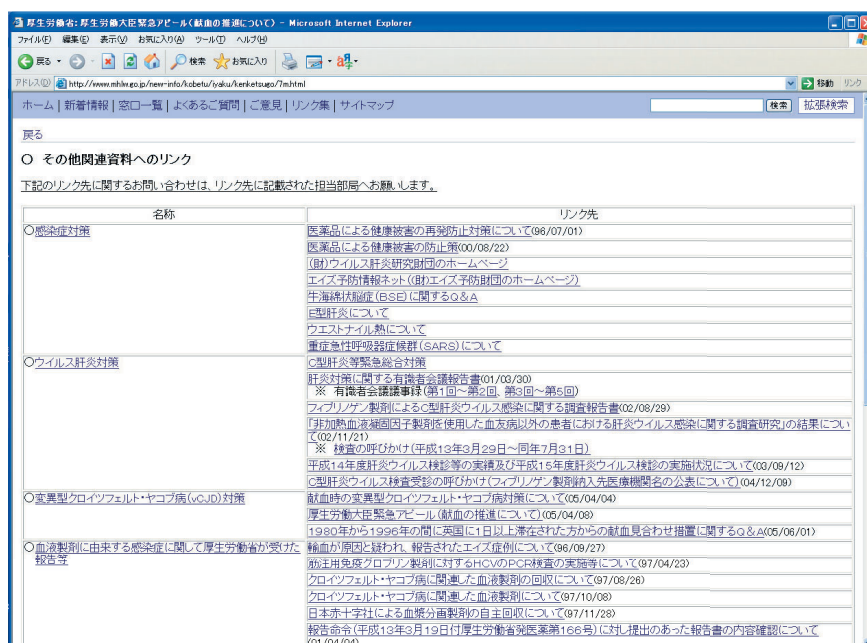
Ⅶからは、さらに「その他関連資料へのリンク」として、「感染症対策（ウイルス肝炎対策）」、「非加熱凝固因子製剤によるHIV感染関連」、「生物由来製品に由来する健康被害救済制度関連」へのリンクを置いております。

血液事業及び関連施策の進展に伴い、コンテンツを充実させていきますので、積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

○「血液事業の情報ページ」のメニュー画面 <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/index.html>



○「その他関連資料へのリンク」の画面 <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/7m.html>



厚生労働省

問い合わせ先

厚生労働省 医薬食品局血液対策課

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 TEL.03-5253-1111(代表)